

令和7年度随意契約一覧表【総務部】

令和7年10月1日から令和7年12月31日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）		契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
課税課	令和9基準年度の固定資産税（土地）の評価替えにおいて活用する標準宅地の不動産鑑定評価実施のための業務	令和7年10月1日	公益社団法人大阪府不動産鑑定士協会	契約日の翌日	～ 令和8年3月24日	15,668,290	令和9基準年度の固定資産税（土地）の評価替えにおいて活用する標準宅地の鑑定評価を行う。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	固定資産の鑑定評価は、市域内、近隣市町村及び他の公的土地区画評価との面的な均衡を図ることが重要です。このような観点から、平成9年度以降評価替えについては、府内各市町村が（公社）大阪府不動産鑑定士協会と契約し、鑑定士相互間における情報交換や均衡調整を図る体制を整備してきました。令和9基準年度評価替えについても均衡調整を行うことができるのは（公社）大阪府不動産鑑定士協会以外には見当たらないため。
課税課	標準化後納税通知書作成及び印刷テスト業務	令和7年10月1日	日本電子計算 株式会社 大阪支店	契約日の翌日	～ 令和7年11月28日	1,744,512	システム標準化に対応した各税目の帳票作成及び印刷テストを実施する。①市・府民税特別徴収、②市・府民税普通徴収、③固定資産税、④軽自動車税	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本市の基幹系業務システムは、国の定めた標準準拠システムへの移行を令和7年11月に控えており、各種帳票（以下「標準化帳票」とする。）についても同様に標準仕様書に基づき変更を予定している。標準化帳票にシステムから出力する印字等を正確に合わせる必要があり、短期間での作業となることから基幹系業務システム業者でしか対応できないため。
【収納管理課分】 【契約担当課 収納管理課】	収納済通知書データ化等機械計算処理業務委託に係るシステム標準化対応関連業務	令和7年10月9日	株式会社りそな銀行	令和7年10月10日	～ 令和7年11月30日	【内訳】 収納管理課： 5,500,000 保険年金課： 2,200,000 【全体金額】 7,700,000	国のシステム標準化に伴い、令和7年11月から新システムにおいて発行する納付書の納付済通知書部分がOCR読み取り機械において問題なく読み取りできるか、また消込データを作成できるかなど、本番稼働に向けたテスト業務。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	収納済通知書データ化等機械計算処理業務は、平成21年4月から運用を開始し、当初、株式会社DACSと市独自のOCRデータのコンピュータプログラムの環境構築を行い、令和2年1月から業務を株式会社りそな銀行にそのまま引き継いで実施するに至っている。また、すでに令和7年4月1日から令和8年3月31日まで業務委託契約を結んでいるため、これに係る本業務を他者へ変更することは困難であるため。